第１回　歴史民俗資料館運営協議会　議事録

令和６年７月 11 日（木）
原村中央公民館 講義室
午後１時 30 分～16 時

出席
委員(6 名)
鎌田晴之、平出敏廣、中村浩平、
田中宏和、時田源夫、根岸芳郎

八ヶ岳美術館(2 名)
小泉館長、宮坂

事務局(4 名)
古清水教育長、五味課長、
佐々木係長、松森

１．　開　　会　　五味生涯学習課長

２．　教育長挨拶　　古清水教育長

３．　議事
（１）令和５年度事業報告（資料１・2）
　令和５年度事業報告について美術館説明

質疑応答

A 委員：全館燻蒸について、これが個々の作品に何かその兆候が出ていて、必要になったのか。
美術館：作品への影響は出ていません。ただし今まで燻蒸を行ったことがありません。全館燻蒸を行うと多額の費用が掛かりますので、費用面を考えると部分燻蒸くらいしかできないのではないかと思います。ただ部分燻蒸でいいのかどうかってことも含めて今、研究中でございます。
A 委員：特に絵画はカビが生えやすいと思いますが、一点一点チェックしてますか。
美術館：厳密なチェックは行っていません。ただ開館・閉館準備の館内を回るときに、確認しています。
A 委員：油絵の場合は特に表面は大丈夫のように見えても、裏からカビが侵入することがある。キャンバスと油絵具との間にカビが入ると剥離の原因になる。燻蒸と言ってもいろいろ方法があると思うのですけども、必要のあるものだけ一点一点燻蒸したら費用はそれほど掛からないと思うのですが。かなり大きな美術館でも、今燻蒸室って持っていないところが多く、専門の業者に渡してや

るっていう感じですね。

美術館：いいお話を伺いました。作品を調査して一点毎の燻蒸を行うことは一つの選択肢として検討します。

A 委員：たぶん専門の人でないと見てもカビかどうかわからない。それも調査が必要ということですね。

美術館：そうですね。常勤学芸員が危機感を持っていて、それで今回急ここに明記しました。

A 委員：普通の美術館より八ヶ岳美術館の場所の方が、湿度が関係してきてカビが生えやすい。

美術館：そうですね。美術館の館内何箇所かに温湿度計があるので、温度・湿度を毎日書いています。その状況から危機感を持っています。冬季の温度変化は今年の冬で、5℃温度変化があり、5℃は大きいな差と考えています。

A 委員：八ヶ岳美術館の場合は展示室が収蔵庫を兼ねているように見えます。普通は収蔵庫に絵画等を集めてなんとかできるのですが、そうじゃないので、暖房費等はかかると思います。

美術館：そうですね。専門的に検討していきたいと思います。

B 委員：全体的な総括的な話を聞きたいのですけども、そう収入が前年度対比 86%になっていますが、村の指定管理料の中でやっていけている状態なのか、その辺も、総括的な話をお願いしたい。冬季のイベントを止めたことが影響したのかどうか、その辺をどのように考えているのか。総括的なお話を聞かせてください。

美術館：5 年度は最終的に収支の赤字が 239,046 円となっております。公益財産目的額を減らすためにある程度必要なものは買ったことで、240 万くらいの赤字となっています。年間で総収入は 498 万、対前年比で 86%。要因としては、冬の企画展がなかったことも大きな原因だと思いますけども、3 企画においては頑張った企画展だったろうと思います。新発見された資料等々も出てきたり、それから村の一部の方からは作品をご提供してくれたりだとか、そういった意味でも反響があったと考えています。

委員長：質問の趣旨の回答としてどうですか。

B 委員：まあ、大体わかりました。

委員長：村の管理料だけで大丈夫なのかの質問について、わからないのですけど。

B 委員：私が推測するに、美術館だけでは 240 万の赤字で、公社に文化園を含めて村は指定管理料を支払っているのですよね。昔は 3,000 万円くらいだったけど、今どんどん上がってきて、いよいよ 4,000 万いこうか、っていうところまで膨らんできているのですけども。赤字があるとまたちょっと増えるのかなとか、そういう心配も兼ねて聞かせていただきました。

事務局：公社の収支決算を見ると黒字です。

B 委員：この分を他で頑張っているということですね。

事務局：この赤字は教育目的とかで使った残りが 1,700 万円ほど残っていて、今回の 240 万引くと 1,400 万円くらいまだちょっと残っている状況です、残りの 1,400 万を美術館の赤字で相殺していくと、美術館と公社の方が分離できることになっています。

委員長：今のお話はここ数年のテーマになっている委託にするのか直営にするのかっていう問題ですよね。だからとりあえず委託が続くにしても赤字をゼロにするのは問題ないってことでしょう。他に特になければ次に進みましょうか。

（２）令和６年度事業計画・実施状況について（資料３・4）

令和６年度事業計画・実施状況について美術館説明

質疑応答

B 委員：今のお話聞くと、これまでやった企画展の説明いただいたのですけども、そういう部分より資料館の運営全体の事業計画を私は知りたいのですけども、その辺はどこですか。

委員長：全体の意味合いは企画展とかその現場の運営ということと、それから要するに事業としてという意味合いと、両方含めてってことですか。

B 委員：私が聞きたいのは総括的なこと。例えば館の改修をやるとか、そういうことも含めたことですね。

美術館：現在、館の改修の大きな山になっておりまして、改修実施設計の中で外壁と、屋根の改修計画ができてくると思います。八ヶ岳美術館の村野藤吾の一番変わっていたのは屋根の色がちょっと青みがかったものになっていますので、建設当初の白の屋根の連なりのものに近い形で、設計がされてくると思います。それから壁については、長寿命化で長期に持続できるように考えています。

B 委員：細かいことはけっこうですので、改修工事をやっても入館に影響がないような運営をするとか、それを大きなところで。

事務局：資料の準備ができていないところですけれども、村の実施計画の方に当初令和５年度実施設計、令和６年度改修というような形で、計画を載せさせていただいてありました。ただ村の資金的なもの等ありまして、それが厳しいということで、1 年先送りをして、今年度実施設計、来年度改修工事と、いうような方向でおります。実際に建築の専門家に入みてもらったところ、屋根だけだと厳しい。それから屋根の改修のためには足場が必要だというようなことをご指摘いただいております。足場をかけるにあたって、多少 GL がずれてしまっているので、そこを直さなければいけないというようなことがありました。北側の方については少し山からの土砂が押されて、こう壁というか基礎のところに盛られていて足場をかけるにあたっては、周りに生えているアカマツだとかシラカバ等が屋根にかかっているものもあるので、クレーンを入れる際に伐採をするのが適当ではないかというような指摘もいただいております。外壁のブロックの部分が既に防水の機能がなくなっていて、場所によっては水が浸透して苔が生えてしまっている状況になっています。建物をこの先できれば 30 年もたせたいというのが理想なのですが、そこを目指す中で、外壁については防水の塗装をしていきたいと考えています。今年度、実施設計を行って、来年度については屋根、それから外壁の改修の事業として進めていきたいと考えております。また、トイレが当時浄化槽に接続していたものだと思われるのですが、それを公共下水道の方へ接続した関係で洋式便器の底にトラップがついていない状態であり、スマホを後ろのポケットとかに入れている人がどうしても落下させてしまうといった事案が立続けに 2 件、3 件、発生しました。それから入口のエントランスに入って展示室に入る手前のところで左右にトイレ振り分かれているので、その下を男子トイレの方から女子トイレの方にむかって配管がいっているので、そこをどうしても改修しなければ、公共下水道に繋がっている部分というのは上手いこと管路が維持できないのかなというのが今館長の方から課題として、挙げられているところだと思います。

B 委員：はい。

委員長：これ参考にお伺いしますけど、実施設計ができるでしょう。どこでどうやって実施に移るというか、つまり村民側から見ると「こんなはずじゃなかった」なんて言われないようにしなきゃいけないのでは。事前に何かこんなような形で美術館は改修しますよ、みたいな手続きはないのですか。とりあえず、部署でどんどん決めていって、工事に入るっていうことですか。

事務局：そうなります。

委員長：文化財的なもの、言ってみれば近代遺産ですよね。ここで話しをしなきゃいけないような話だと私は個人的に思うのですけども。ちょっとご検討ください。

事務局：今年、村野藤吾の企画展を行った際に、有名な皆さんが講演会ですとか、そういった席にお越しをいただいて、やはりその建物をすごく興味深く観察をされていていました。そういった人たちのご意見も入ってくると思っております。

委員長：そういう構想はあるの。実際のところ、外部の意見を聞くとかそんなようなことは想定してないでしょ。村の建築物、村の所有の建築物を何かするってそういう一般論で語っているだけでしょ。文化財っていう発想は残念ながらないよね。

事務局：設計をする際には当然、外観を大きく変えない状況っていうのはもちろんそうですし、ちょうど松隈先生の講演会が終わった後に話をさせていただいたのですけども、とにかく建物を、確かに変えないのはありがたい話だけど、使えなければ意味がないと仰っていました。

委員長：ただバランスですよね。

事務局：もし相談してもらえれば何かアドバイスできるかなというニュアンスでした。ただそうすると、発注している建築屋さんというか設計士さんの方との食い違いがあるかと。

委員長：それは当然考えられるでしょう。

事務局：一応、村の職員も建築のプロではないので、設計士さんとの間に入っていただけるアジャストする立場の人っていうのはお願いする予定ではいます。

委員長：誰になるかっていうよりもそういう構想は持っているってこと？私はさっきも言ったように一般的な村の建物を直すっていう発想でやっているのではないかって危惧しているわけ。あれはそういう質の建物じゃないでしょ。だから取組み方の質の違いを提案しているわけですよ。

事務局：はい。

美術館：重要文化財になるといろんな制約があったりするので、藤川画廊のギャラリーも村野の建築で登録有形文化財は動きがとれていいですよとアドバイスをしてくれています。

委員長：大改修のチャンスに村民の人たちにこの美術館の存在感を示せる何かいい方法はないかなと思っているのです。だから、その実施設計にあたって、興味を持つ人がどれくらいいるかわからないけども、何かアピールするときの節目じゃないかと思うのですよね。今館長が仰ったようにいろんな意味で注目されている建物ということは、前から折に触れて村野藤吾を発信してきたけども、今回の場合は本当に具体的な建物の改修っていうことだから実施設計のプロセスはすごく気にしてはいます。

事務局：改修工事の際には足場をかけるので、それに合わせて企画を入れて、あのドームを同じ目の高さで見られるようなことは考えたいよね、という話はしてはいたんですけども、実施設計の段階で住民の皆さんが何かということは持ち合わせてはないです。来年改修する際には村野建築というのを見れるような、写真やドローンとかの映像ではなくリアルで何かできればと考えています。

B 委員：我々の認識としては、あくまでも屋根と外壁をやり直すと言う認識で、そんなに変わらないという認識でいてよろしいですか。

事務局：あの建物を大きく変えるということありません。前回改修のときに屋根の色を緑色に決めてしまっているので、そこを当初の色に戻す。それから外壁が今と比べると少し光沢が出る防止塗装。今は森に囲まれた中に美術館があるという感じになりますが、周辺を伐採するような形になるので、少し建物の見通しが良くなる状態になることが、今の段階での変更内容です。

委員長：議会なんかではこういう話にはならないのですか。

B 委員：予算的なものだけですね。

C 委員：今の部分では実施設計、改修内容というところで、まだ具体的なところまで載ってないですけども。事務局から出されていたような詳細はなかったですよね。

委員長：じゃあ議会ではその良し悪しを判断されるわけじゃないと。

B 委員：そこまでの権限はないですね。それは執行機関の教育委員会の方ですね。

委員長：じゃあ誰が良し悪しを判断するの？議会がやらないと。

C 委員：B 委員の確認したように、今の建物そのものを崩して何かをやるとかという意味合いのものと受け取っていないので、今のある状態のものを直す改修だという認識でいます。

委員長：説明もそういう内容なのですよね。

C 委員：そうです。

委員長：わかりました。

（３）令和 7 年度企画展について（資料なし）

令和 7 年度企画展について美術館説明

委員長：資料はないの。

事務局：申し訳ありません。構想段階の事項ですので、まだ資料として纏めきれておりません。

質疑応答

事務局：次の運営協議会の際に来年度企画展を美術館から提示させていただきますが、今の段階で委員の方からでご意見があればお受けして、それを基に美術館で企画展を練ってもらうという形をとれればと考えておりますので、ご意見がありましたらお願い致します。

委員長：いかがですか。

意見なし

（４）令和 5 年度美術館視察結果について（資料５参照）

令和 5 年度美術館視察結果について事務局説明。

委員長：(5) も関連していますので、併せて行いますか。

事務局：では引き続き (5) の説明を行います。

（５）今後の美術館運営についての検討内容（資料６参照）

今後の美術館運営についての検討内容について事務局より説明。

質疑応答

B 委員：なぜこの令和８年度以降美術館運営について検討する必要があるのかを教えてください。

事務局：現在、指定管理を原村振興公社に委託しているのが令和７年度で契約が終了となります。継続するのであれば、令和８年度に新しく５年契約を締結する必要があります。前村長から、美術館と文化園を切り離せないかというような話があり、運営方法について検討してほしいという要請がありましたので、令和７年度までに検討を行っております。

B 委員：美術館なり文化園を指定管理でやるっていうのは村の方針だと思うのですけども、敢えてそれを変えるのかどうか。

事務局：これまで通りでいいのか、美術館は教育的なものだから切り離した方がいいのか、というのも含めて意見をほしいということだったので、ご意見をいただいている状況です。

B 委員：これは前村長の話ですよね。

事務局：そうです。

B 委員：そこは新しい村長に引続きこれを検討するのか確認された方がいいんじゃないですか。

事務局：わかりました。確認します。

委員長：この問題は指定管理か直営かという話は論点の一つでしょ。これまで運営協議会の共通項じゃないですけども、美術館は所管が教育委員会で、文化園は商工観光課ですよね。

事務局：そのとおりです。

委員長：存在理由というか存在の仕方も少し違うし、だから美術館運営で随分無理があったような感じを受けます。委員の中には教育委員会所管の美術館と文化園は別々に運営していくべきじゃないかっていう意見や、教育施設あるいは文化施設としての美術館の位置付けについては意見としてずっと出てきてはいる。来年度末で指定管理者は期限になるので、この機会に８年度以降の美術館運営の問題が出てきたっていう経過はあるのですけども。

B 委員：もし仮にいやそんなこと全然考えてないと言えば、検討するだけ無駄になっちゃうから。

委員長：そうだよね。

B 委員：そこは確認して進まないと。だから今日は聞いておくくらいでいいんじゃないですか。

委員長：ぜひ教育委員会の方から村長に確認してください。

事務局：はい、わかりました。

事務局：今はせっかくこういう機会ですので、今美術館が抱えている、この様に行ったらいいのではないかというような運営の方法についてご意見がありましたらお願いします。

委員長：指定管理だろうが直営だろうが美術館運営にかかっていることがだいぶあるので、その金額的なお金の問題じゃないところでの話もどんどんできると思うのですよね。だから企画展をどうするのかみたいな、美術館運営上での企画展をやるやらない、冬季の閉鎖含めて、今議論しても無駄な話にならないという気がしますけど。

B 委員：１点だけ補足させてください。文化園ですが、今観光施設にはなっていますけども、長野県の文化圏構想では文化公園です。

委員長：文化公園？

B 委員：地域に二つ作れて、下諏訪文化ホールと文化公園を諏訪地区で二つ県に認められて作ったという形です。でも結局は今観光施設になっていますが。

委員長：商工観光課が所管しているのはそんな意味があるわけ。

B 委員：実質そうなっちゃっている。もみの湯も本当は福祉施設ですけど、結局今は観光が窓口になっていて、もみ湯は住民の福祉的施設で、ふれあいセンターって触れ合う場所なのですけど。

D 委員：資料 4 の最後にある、その他のところの子どもの作品を美術館でという話があって、会議時の回答に委員からお金をもらって見てもらうという言葉があります。そこにお金を払って見てもらえる方に対しての美術館の展示であるべきというのがどういう趣旨の発言かがちょっとわからなかった。それから次の事務局も美術館へ企画展を目当てに来られたときにそういった展示があった場合、どう思われるのか。といったところも含めて、もちろん住民の方に来てもらう機会としてはとても良い考えでその課題をどうするかという部分を検討して企画展を目当てにして、来たときに子供たちの作品があったらどう思われるかって、どういう感覚で発言したのかなっていうのを思いました。朝日村もそうだったし、見学に行ったときにそうなのですけど、次の世代を担う子供たちの作品を学校展示じゃなくて美術館という場所に展示することがとても大きな意味があって、そこに飾られた展示されたっていう、そういう使い方っていうのはやっぱり美術館の教育的価値も高いものの展示だけじゃなくて次世代の子供たちを育てる美術教育、そのために出前教育もしていると思うので、その一環として、ぜひその辺積極的に取り組んでいただきたいなって思いました。

委員長：ありがとうございます。これ目的外使用については、明文化してありますか。

事務局：今のところありません。もし貸館をするということになると、料金を徴収するために、条例や規則を定める必要があります。

委員長：無料は？

事務局：無料であれば問題ないです。

委員長：小学生の作品を展示することは目的外使用になるの？

事務局：以前に委員の方から美術館と公民館の住み分けをしっかりした方がいいのではないかというご意見をいただいたことがあります。八ヶ岳美術館は企画展だけ別に入館料をもらっているわけではありません。別れていれば常設展で見てもらえば問題ないと思うのですが、お金を払って来た方々がプロの芸術作品ではないものがあったときにどう思うのか、という意味合いでした。

D 委員：原村はそういった子どもの作品を美術館で展示しますってはっきり言えばいいだけだよね。

事務局：そうですね。

D 委員：そういうものをこの期間は展示していますっていうことが明示されていれば、何も問題はないわけではないのですか？教育委員会として。

事務局：意見を出していただいたときのニュアンスっていうのが、言われたように、僕の描いた絵が八ヶ岳美術館に飾られていたよ、というのは子どもにとってすごくいい刺激だよね、というような意見だと思います。そういった中で、一つには八ヶ岳美術館で清水多嘉示の作品を展示している場所というのがあります。その中で話が出るのは、八ヶ岳美術館に清水多嘉示の作品と一緒に展示される作品に対して、清水多嘉示の作品を寄贈されている方は、清水多嘉示の作品が置かれると

ころはこんなイメージがいいというのはどこかでやっぱりあるような感じを受けます。

委員長：さっきも事務局が言った、公民館と美術館とは違うという点は説得力あると思いますよ。美術館は美術館としての存在感を示すべきだと。文化祭みたいなことを美術館でやれと言われても美術館としては難しいことだと思いますけどね。朝日美術館の場合は文化祭みたいなのものをやっているってことだよね。その辺は、実際の位置付けだと思うのですけどね。どう位置付けるかについては、今日は結論を出すことじゃないので、次に移ってもよろしいでしょうか。

（６）美術館内での写真撮影について（考古資料のみ）（資料なし）

美術館内での写真撮影について事務局より説明。

質疑応答

D 委員：誤解があるようですけども、歴史民俗資料館管理規則に「許可なく写真撮影を行わないこと」。と記載があります。だから館長が許可出せばいいだけなのですよ。

事務局：そういうことですね。

D 委員：出せばいいんですよ。書類にするか口頭にするかはまた別問題ですが、ここ撮りたいのですけどいいですか、いいですよ、というのも十分可能だと思います。

委員長：ではこの協議会の案件ではないということで。

事務局：わかりました。許可をするということであれば、館内に「考古資料について撮影自由」という掲示しておくようにします。

委員長：あとその他で何かあれば。

E 委員：駐車場がちょっと遠いという意見を最近よく聞きます。高齢者だとか身障者の専用駐車場を、今職員の皆さんが停めているところに美術館の長寿命化に合わせて、ちょっと広げて造ったらどうかと思うのですが、どうでしょうか。

美術館：現在は 1～2 台分のスペースは確保しています。来館者が多い時には車椅子の方が、何台か来ますので、広げてもらえれば助かります。

事務局：長寿命化工事で対応できるかについて確認してみます。長寿命化に該当しない場合は別の方策を考えなければいけなくなるかなと思います。

委員長：一応検討課題としていただきたいということですね。それでは終了させていただきます。

７．閉会